第２３号の７様式（第３０条の３関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 建築設備工事監理状況報告書（地階を除く３以上の階数を有する建築物で延べ面積５００平方メートルを超えるものを除く。）下記のとおり建築設備工事監理状況を報告します。この報告及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。　　年　　月　　日建築主事又は建築副主事　殿　　　代表となる工事監理者　住　所　　　　　　　　　　　　　電　話　　（　　　）　　　　　　　　　　　会社名　　　　　 　　（　）級建築士事務所（　 ）登録第（　）号　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　 （　）級建築士（　 ）登録第（　）号工事施工者　住　所　　　　　　　　　　　　　電　話　　（　　　）　　　　　　　　　　　会社名　　　　　　　建設業の許可　大臣・知事　第（　）号　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　 （　）級建築士（　 ）登録第（　）号建築主　　　住　所　　　　　　　　　　　　　電　話　　（　　　）　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工事現場 | 名　　称 |  |
| 建築場所 | 八王子市 |
| 確認・計画通知、年月日及び番号等 | 　　年　　月　　日　　第　　　　　号 |
| 構造 | 木造・Ｓ造・ＲＣ造・ＷＲＣ造・ＳＲＣ造・混構造（　　造＋　　造）・その他（　　　） | 工事種別 | 新築・増築・改築 |
| 規模 | 地上　　 階・地下　　階・ＰＨ　　階 | 用途 |  |
| 建築面積　　　㎡・延面積　　　㎡・最高の高さ　　ｍ |
| 確認済証交付後の設計変更（有・無） | 建築基準法第６条第１項若しくは第１８条第３項の計画変更又は建築基準法第１２条第５項の報告　　　年　　月　　日　　第　　　　　号（変更内容） |
| 総合所見 |  |

（注意）１　報告書は、工事完了後、代表となる工事監理者等が作成し、完了検査までに２部提出してください。なお、確認後１部は返却しますので、建築主の方が保管してください。　　　　２　総合所見欄は、工事監理者等の監理目標及びその結果に対する所見を記してしてください。 |

第２３号の８様式（第３０条の３関係）

|  |
| --- |
| 建築設備概要書 |
| 　 | 区分 | 概要 | 　 |
| 給排水設備 | 給水方法 | 直結・（　　　　　） |
| 排水方法 | 公共下水道・合併処理浄化槽・くみ取り便所・（　　　） |
| 給水管の材質 | 鋼管・鋳鉄管・ＶＰ管・耐火二層管・（　　　　） |
| 排水・通気管の材質 | 鋼管・鋳鉄管・ＶＰ管・耐火二層管・（　　　　） |
| 合併処理浄化槽 | （　）人槽・メーカー型式番号（　　　　　）・処理水の放流先（　　　） |
| 合併処理浄化槽工事業者 | （登録・届　　　　　　　　　号） |
| 換気設備 | 火気使用室 | 台所・給湯室・厨房・（　　　　） |
| 火気使用室の給気口の種類 | ガラリ・給気ダクト・給排気二層ダクト・（　　　　） |
| ダクトの材質 | 火気使用室 | 居室 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 給湯器の種類 | ガス給湯器（屋外式・開放式・半密閉式・密閉式）・電気温水器・（　　） |
| シックハウス対策 | 第（１、２、３）種換気・（　　　　） |
| その他 | 延焼のおそれのある部分の措置 | ＦＤ・ベントキャップ（１００φ以下）・（　　　　） |
| 　 | 　 |
| （注意）　概要欄のうち、該当する事項を○で囲み、必要事項を適宜記入してください。 |

第２３号の９様式（第３０条の３関係）

|  |
| --- |
| 建築設備工事監理状況調書 |
| 　 | 確認項目 | 添付書類 | 　 |
| 共通 | １ | 敷地内外の給排水設備の接続が完了している。 | 　 |
| ２ | 令第９条等の関係規定（水道法、下水道法、ガス事業法等）については、所管官庁届等により確認した。 | 　 |
| 給排水設備 | １ | 給排水管、通気管等が規定の材質で施工されている。 | 写真 |
| ２ | 雨水排水立て管は、汚水排水管、通気管と兼用し、または、これらの管と連結していない。 | 　 |
| ３ | 排水管の保守点検のための掃除口等が設けられている。 | 　 |
| ４ | 流し器具、洗面器具、浴槽の床排水等に規定の排水トラップが設けられている。 | 写真 |
| ５ | 合併処理浄化槽が申請どおりに設けられている。（※工事中及び型式番号がわかる写真を撮ること。） | 写真 |
| ６ | 合併処理浄化槽、くみ取り便所の便槽が漏水していない。 | 写真・データ |
| ７ | 駐車場にオイル阻集器を設ける場合、その構造が適切である。 | 写真 |
| ８ | 厨房の排水設備にはグリース阻集器が設けられている。 | 写真 |
| 換気設備 | １ | 換気設備は保守点検に支障ない位置にある。 | 　 |
| ２ | 火気使用室に規定の給気（ガラリ等）と規定の換気排気設備が設けられている。 | 写真・データ |
| ３ | 排気ダクトが規定の材質で施工されている。 | 　 |
| ４ | 居室には当該床面積の１／２０以上の開口部又は規定の機械換気設備が設けられている。 | 機械換気データ |
| ５ | シックハウス対策の機械換気設備が規定どおりに施工されている。 | 写真・データ |
| ６ | 密閉式、半密閉式ガス器具に設けられた排気筒（煙突）には防火ダンパーが取り付けられていない。 | 　 |
| その他 | １ | 外壁部で「延焼のおそれのある部分」に設けられた換気設備の開口部に防火設備（ＦＤ等）が設けられている。 | 写真 |
| ２ | 非常用照明器具は必要な場所に設けられている。 | 写真 |
| ３ | 非常用照明設備の照度データの添付。 | 　 |
| （注意）　１　確認した項目については、項目番号を○で囲んでください。　２　合併処理浄化槽及びくみ取り便所の便槽は、漏水試験結果（２４時間）のデータを添付してください。　３　機械換気は、室ごとに、給気の方法、排気については法定風量（㎥／ｈ）に対する実測風量（㎥／ｈ）を記入した一覧表にして添付してください。なお、換気風量については、換気扇の性能で確認できる場合は、実測に変えて換気扇の性能図を添付しても良いこととします。　４　施工写真で同じ施工方法によるものは、代表する写真を添付してください。　５　項目に記載がない建築設備（排煙設備、非常用の照明装置等）がありましたら、その他の欄に記入し、照度データ等を添付してください。 |